

杉並区環境基本計画等の策定に向けた取組について

新たな「杉並区基本構想」及び「杉並区総合計画・実行計画」の策定に併せ、令和3年度までを計画期間とする現在の「杉並区環境基本計画」、「杉並区一般廃棄物処理基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」の計画内容を見直し、新たな計画として策定する。策定に当たっては、環境施策等に係る国の動向等を踏まえ、次のとおり、取り組むこととする。

1 各計画における策定方針等

(1) 環境基本計画

① 計画の位置付け

杉並区環境基本条例第9条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくための計画とし、区民、事業者が取り組むべき項目を示した環境配慮行動指針を包含するものとする。

また、新たな杉並区基本構想が目指す将来像の実現に向けた環境分野における分野別計画として、区の環境施策を展開していくための基本的方向性を示すものとする。

② 計画期間

総合計画の計画期間と整合を図るため、令和4年度から令和12年度までとする。

③ 策定方針等

- 区の環境施策を展開していくため、環境保全に係る目標や施策等を体系的にまとめる。
- 国が宣言した2050年カーボンニュートラルを実現するために、これまでの省エネルギーや再生可能エネルギー普及の取組、資源循環型社会の構築等をより一層推進するとともに、気候危機のリスクの低減等、今後10年程度を見据えた、新たな視点に立った施策を盛り込む。
- 新たに策定する杉並区総合計画・実行計画と整合を図るものとする。

(2) 一般廃棄物処理基本計画

① 計画の位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、区の清掃・リサイクル事業の指針を定める清掃・リサイクル政策の基幹的な計画とする。

また、食品ロス削減推進法の施行に伴う、食品ロス削減推進計画を包含するものとし、地域の特性を踏まえた取組を推進するための基本指針とする。

② 計画期間

総合計画の計画期間と整合を図るため、令和4年度から令和12年度までとする。

③ 策定方針等

- 循環型社会の実現に向けて取り組む計画事業等を体系的に取りまとめ、各年度に策定する「一般廃棄物処理実施計画」に反映させるものとする。
- プラスチック製品の削減、資源化等に関する国等の動向を見据え、計画に反映させる。
- 新たに策定する総合計画、実行計画のほか、環境基本計画とも整合を図るものとする。

(3) 杉並区地球温暖化対策実行計画

① 計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、区が実施する事務・事業（事務事業編）及びその区域（区域施策編）における、温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための地方公共団体実行計画とする。

※当該計画は、これまで杉並区環境基本計画に包含されていたが、今後は区の地球温暖化対策を広く区民等に示していく観点から、温室効果ガスの排出抑制等のための具体的な施策を取りまとめた計画として、新たに策定するものである。

② 計画期間

総合計画の計画期間と整合を図るため、令和 4 年度から令和 12 年度までとする。

③ 策定方針等

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正案の閣議決定を踏まえ、更なる地球温暖化対策の推進に向けた計画として、事務事業編及び区域施策編の 2 編で構成する。
- 事務事業編は、区の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全及び強化のための達成すべき目標を定める。
- 区域施策編は、区の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、緑化推進、廃棄物等発生抑制等循環型社会の形成等について、達成すべき目標を定めるものとする。
- 新たに策定する総合計画、実行計画のほか、環境基本計画とも整合を図るものとする。

2 今後のスケジュール(案)

令和 3 年	9 月	環境清掃審議会の答申
	1 1 月	計画案の策定、議会への報告
	1 2 月	区民等の意見提出手続きの実施
令和 4 年	1 月	計画の決定
	2 月	計画策定、議会への報告